

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	一 (略) 二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 1 26 (略) 27 コポビドン 28 116 (略)
改正前	一 (略) 二 次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品 1 26 (略) 27 (新設) 28 115 (略)